

2026年7月8日

## 「マネロン等対策に関する有効性検証の共同監査」の開始について

南都銀行（頭取 石田 諭）は、2026年5月22日より地域金融機関11行と共同で、PwC Japan 有限責任監査法人（以下「PwC Japan 監査法人」）の支援のもと、「マネロン等対策（AML/CFT）に関する有効性検証の共同監査（※）」を開始しましたので、お知らせいたします。

昨今、犯罪に関わる資金の流れはより巧妙化・複雑化しており、地域金融機関においてもマネー・ローンダリング等対策の強化は重要な課題となっています。

本件は、PwC Japan監査法人の高度な専門知識を活用するとともに、参加金融機関で知見を共有することで、管理態勢のさらなる充実と対策の実効性向上を図るものです。当行グループは、今後も金融犯罪への対応力向上に取り組み、地域の安全・安心な生活の実現に寄与してまいります。

（※）ここでの監査は、外部監査ではなく内部監査を指します

記

### 【「マネロン等対策（AML/CFT）に関する有効性検証の共同監査」概要】

参加金融機関 （五十音順）	株式会社あいちフィナンシャルグループ、株式会社大垣共立銀行 株式会社おきなわフィナンシャルグループ、株式会社佐賀銀行 株式会社三十三銀行、株式会社清水銀行、株式会社十六フィナンシャルグループ スルガ銀行株式会社、株式会社千葉興業銀行、株式会社南都銀行 株式会社百五銀行、株式会社福井銀行
アドバイザー	PwC Japan 有限責任監査法人
実施時期	2026年5月22日～2026年12月28日
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・マネロン等領域および外為領域における整備・運用状況の有効性検証に関する監査を実施</li><li>・外部専門家の起用により、検証サイクルの高度化に必要な知見を活用し、有益な監査となる監査計画および監査手順の策定を行う</li><li>・共同監査の参加行で監査計画および監査結果を共有することにより、自社の取組水準を客観的に把握し、また他行の好事例を参考にマネロン等対策の高度化を図る</li></ul>

以上

【本件に関するお問い合わせ先】 監査部 藤谷 Tel 0742-81-4731